

寒川町事務決裁規程新旧対照表

現行						改正案					
～略～						～略～					
(用語の意義)						(用語の意義)					
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。						第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。					
(1)～(10) (略)						(1)～(10) (略)					
(11) 課長相当職 前3号の課長、専任主幹及び主幹 _____ をいう。						(11) 課長相当職 前3号の課長、専任主幹及び主幹 <u>並びに会計管理者</u> をいう。					
(12) (略)						(12) (略)					
～略～						～略～					
<u>(会計管理者の専決事項)</u>						(削る)					
第6条 <u>会計管理者の専決事項は、会計課の所掌事務で部長の専決を受ける必要のある事項のうち、別表第1、1庶務関係及び2人事関係(会計課長の県外の旅行命令を含む。)に掲げる事項とする。</u>						(削る)					
(類推による専決)						(類推による専決)					
第7条 専決する者は、 <u>前2条</u> に定める専決事項以外のものであつても、その事務の内容が専決事項に準ずると認められるときは、これを専決することができる。						第6条 専決する者は、 <u>前条</u> に定める専決事項以外のものであつても、その事務の内容が専決事項に準ずると認められるときは、これを専決することができる。					
(専決事項の制限)						(専決事項の制限)					
第8条 専決する者は、 <u>第5条から前条までの規定にかかわらず</u> 、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は規定の解釈上疑義があるものは、上司の決裁を受けなければならない。						第7条 専決する者は、 <u>前2条</u> _____ の規定にかかわらず、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は規定の解釈上疑義があるものは、上司の決裁を受けなければならない。					
第9条～第12条 (略)						第8条～第11条 (略)					
～略～						～略～					
別表第1(第4条、第5条関係)						別表第1(第4条、第5条関係)					
決裁区分	町長	副町長	部長	課長	摘要	決裁区分	町長	副町長	部長	課長	摘要
決裁事項						決裁事項					

(略)						
休暇等	職務専念義務の免除		部長、担当参事、 <u>会計管理者</u>	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	特別休暇		部長、担当参事、 <u>会計管理者</u>	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	療養休暇の承認		部長、担当参事、 <u>会計管理者</u>	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	欠勤の届出		部長、担当参事、 <u>会計管理者</u>	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	年次休暇の承認		部長、担当参	参事、課長相当	主幹、技幹又	

(略)						
休暇等	職務専念義務の免除		部長、担当参事 _____ _____	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	特別休暇		部長、担当参事 _____ _____	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	療養休暇の承認		部長、担当参事 _____ _____	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	欠勤の届出		部長、担当参事 _____ _____	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主査以下	
	年次休暇の承認		部長、担当参事 _____	参事、課長相当職	主幹、技幹又は主	

			事、 会 計 管 理 者	職	は 主 査 以 下	
	休 業 の 承 認 又 は そ の 期 間 の 延 長 の 承 認		部 長、 担 当 参 事、 会 計 管 理 者	参 事、 課 相 当 職	副 主 幹、 技 又 副 幹 は 主 査 以 下	総 務 部 長・ 人 事 課 長 回 議
	育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 又 は そ の 延 長 の 承 認		部 長、 担 当 参 事、 会 計 管 理 者	参 事、 課 相 当 職	副 主 幹、 技 又 副 幹 は 主 査 以 下	
	部 分 休 業 の 承 認		部 長、 担 当 参 事、 会 計 管 理 者	参 事、 課 相 当 職	副 主 幹、 技 又 副 幹 は 主 査 以 下	
服 務	営 利 企 業 等 の 従 事 許 可		全 職 員			総 務 部 長・ 人 事 課 長 回 議

					査 以 下	
	休 業 の 承 認 又 は そ の 期 間 の 延 長 の 承 認		部 長、 担 当 参 事 _____	参 事、 課 相 当 職	副 主 幹、 技 又 副 幹 は 主 査 以 下	総 務 部 長・ 人 事 課 長 回 議
	育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 又 は そ の 延 長 の 承 認		部 長、 担 当 参 事 _____	参 事、 課 相 当 職	副 主 幹、 技 又 副 幹 は 主 査 以 下	
	部 分 休 業 の 承 認		部 長、 担 当 参 事 _____	参 事、 課 相 当 職	副 主 幹、 技 又 副 幹 は 主 査 以 下	
服 務	営 利 企 業 等 の 従 事 許 可		全 職 員			総 務 部 長・ 人 事 課 長 回 議
	時 間				所 属	

時間外 (休日) 勤務命令				所属職員	
特殊勤務命令				所属職員	
当直勤務命令				副主幹、副技幹又は主査以下	課長は、人事課とする。
育児又は介護を行う職員の深夜勤務又は時間外勤務の制限の承認		部長、担当参事、 <u>会計管理</u> 者	参事、課長相当職	副主幹、副技幹又は主査以下	総務部長・人事課長回議
出勤簿の管理				所属職員	
旅行命令		部長、担当	非常勤特別	副主幹、副技幹	復命を含む。

外 (休日) 勤務命令				職員	
特殊勤務命令				所属職員	
当直勤務命令				副主幹、副技幹又は主査以下	課長は、人事課とする。
育児又は介護を行う職員の深夜勤務又は時間外勤務の制限の承認		部長、担当参事 _____ _____	参事、課長相当職	副主幹、副技幹又は主査以下	総務部長・人事課長回議
出勤簿の管理				所属職員	
旅行命令		部長、担当参事	非常勤特別職、	副主幹、副技幹又	復命を含む。

令			参事、 会計 管理者	職、 参事、 課長 相当 職	幹又 は主 査以 下	
---	--	--	------------------	----------------------------	---------------------	--

～略～

			_____	参事、 課長 相当 職	は主 査以 下	
--	--	--	-------	----------------------	---------------	--

～略～

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。